



グローバルマーケットアクセス サービスのご案内

電気 / 電子製品の世界各国無線、安全、EMC認証の取得及び申請代行

株式会社 UL Japan 事業所案内

ctech.UL.com/ja

本社 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町4383-326
東京本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3
丸の内トラストタワー本館6階
T: 03-5293-6000(代表) F: 03-5293-6001

本社安全試験所 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町3600-18
T: 0596-24-8008 F: 0596-24-8002

本社EMC試験所 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町4383-326
T: 0596-24-8999 F: 0596-24-8124

グローバルマーケットアクセス T: 0596-24-8116 F: 0596-24-8095

湘南EMC試験所 〒259-1220 神奈川県平塚市めぐみが丘1-22-3
T: 0463-50-6400 F: 0463-50-6401

横輪EMC試験所 〒516-1106 三重県伊勢市横輪町108
T: 0596-24-8750 F: 0596-39-0232

鹿島EMC試験所 〒289-0341 千葉県香取市虫幡1614
T: 0478-88-6500 F: 0478-82-3373

オートモーティブテクノロジーセンター (ATC) 〒470-0217 愛知県みよし市根浦町1-3-19
T: 0561-36-6120 F: 0561-36-6820

問い合わせ先

コンシューマーテクノロジー事業部

E-mail: emc.JP@ul.com

UL の名称、UL のロゴ、UL の認証マークは、UL LLC の商標です。© 2020

その他のマークの権利は、それぞれのマークの所有者に帰属しています。

本内容は一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。

内容の正確性に関して十分留意し確認をしておりますが、これらの情報により生じたいかなる損害に関しても、弊社は一切責任を負いません。

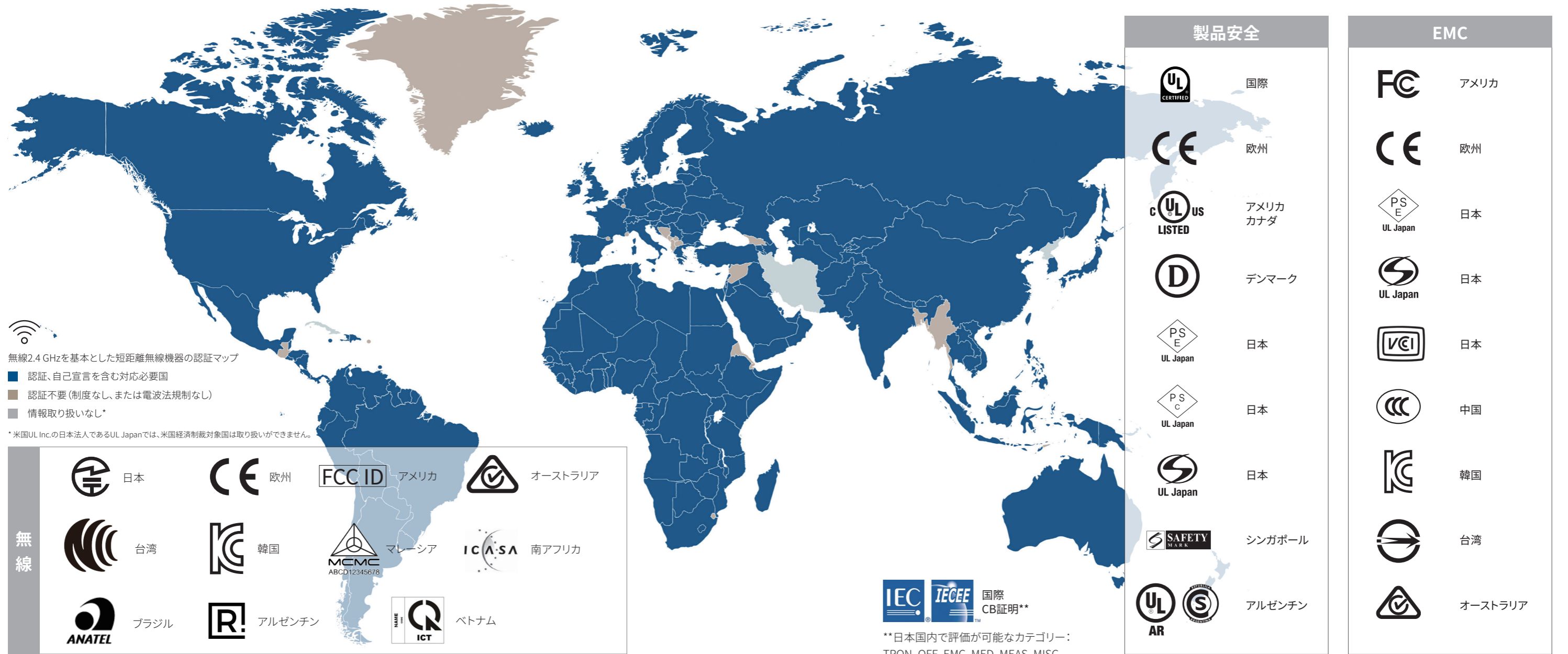
規制や規格、認証制度の最新情報に関してはお問合せ下さい。

Empowering Trust®

GLOBAL MARKET ACCESS 世界へのとびらを開く

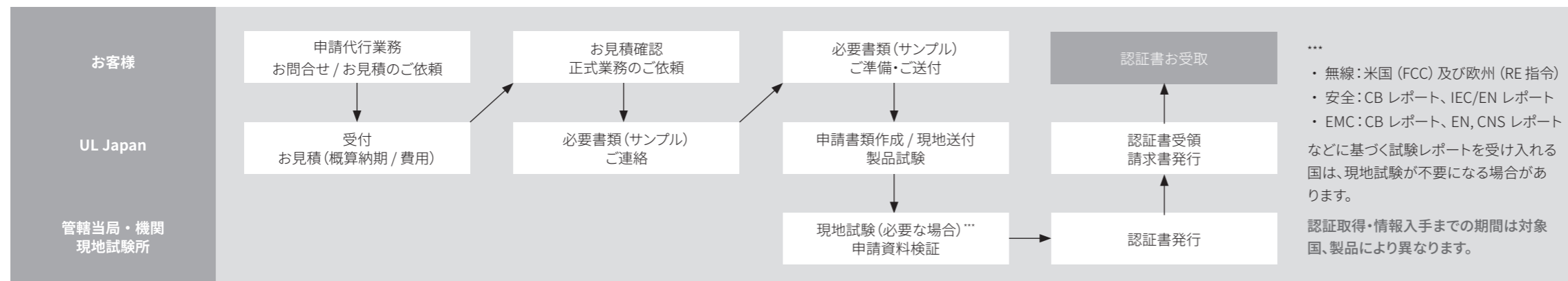
製品を世界の市場に出荷するにあたっては、各国 / 地域で適用される規制や要求事項を把握し、遵守することが必要です。しかし、電気 / 電子機器の激的な技術革新や、各国の制度変更に伴い、市場参入時に課せられる規制や規格、認証制度もまた常に変化し続けています。

ULでは、無線、EMC (電磁環境両立性)、製品安全を網羅した各国認証取得サービスを通じて、お客様がどこに進出を計画されていようと、それらの国 / 地域に必要な試験と認証をワンストップで提供し、製品の世界展開にかかる時間とコストと労力の削減を支援いたします。



掲載の認証マークは一例です。主要国の規制に関する基本情報はP5およびP7をご参照ください。

各国認証取得までのプロセス



- 無線: 米国 (FCC) 及び欧州 (RE 指令)
- 安全: CB レポート、IEC/EN レポート
- EMC: CB レポート、EN, CNS レポート

などに基づく試験レポートを受け入れる国は、現地試験が不要になる場合があります。

認証取得・情報入手までの期間は対象国、製品により異なります。

申請資料

各国の認証申請に必要な書類は国によって異なりますが、一般的には次のような資料が必要となります。基本的にはすべて英文の資料が必要です。

- 申請書
- 製品仕様書
- 回路図
- アンテナ仕様書(無線機器のみ)
- ラベル図
- 宣言書(委任状など)
- ブロック図
- パーツリスト、コンポーネントの配置図(内部写真)
- 取扱説明書
- 製品写真 など

世界各国電波法申請代行

無線機器を海外へ出荷するためには、出荷先国の電波法の要求事項を満たす必要があります。

各国の電波法認証制度は、国ごとに規制内容や申請手順が異なり、必要に応じて随時変更が行われています。ほぼすべての国が電波法に対して強制認証制度をとっており、日本では微弱無線機器として扱われている認証不要の機器も、多くの国では認証が必要となります。

ULは年間5,000件の申請・調査実績に基づき、約200か国/地域の電波法規制情報を保有しています。電波法に関する最新情報の確認、ラベル・マニュアル表記要件のご案内から、複数国の一括認証取得まで、お客様のニーズに的確かつ迅速に対応いたします。



UL Japanは、JAB (公益財団法人 日本適合性認定協会)、NVLAP (米国自主試験認定プログラム)、およびA2LA (米国試験所認定協会)に基づく認定試験所であり、北米 / 欧州をはじめとする多くの国々で、UL Japanの試験データが受入れられています。また、世界各国電波法申請代行サービスに加え、下記のサービスも提供しています。

日本国内電波法認証



日本国内で販売・使用する無線機能搭載の製品（無線設備）は、日本電波法に適合することが要求されます。UL Japanは日本電波法に基づく「登録証明機関」として登録されており、無線設備（免許不要局の特定無線設備、包括免許局及びその他無線局）の技術基準適合証明・工事設計認証に関して、試験実施から認証までワンストップで対応可能です。

日本国内電気通信事業法



日本国内で電話機やFAX、モデム、携帯通信機器などの端末機器を電気通信事業者のネットワーク（電気通信回線設備）に接続し使用する場合、電気通信事業法に基づく技術基準に適合することが求められます。UL Japanは電気通信事業法に基づく「登録認定機関」として登録されており、端末機器の技術基準適合認定に関する規則第4条第1号（通話の用に供する端末機器）及び第2号（前号以外の端末機器）の技術基準適合認定・設計認証を網羅したトータルサービスを提供しています。

電波法各国規制情報提供・調査業務

電波法の規制内容及び要求事項は国によって異なり、また随時規制変更が行われています。タイムリーかつ正確に電波法規制情報を入手するためには、多くの時間と労力を要します。UL Japanでは電波法申請に必要な各国電波法基本要件の一覧や、最新の各国規制動向の配信などを含めた情報提供と個別の規制調査業務を承っております。

欧州RE指令適合性評価 / 証明



欧州での無線機器の出荷販売には、製品がRE指令に適合している旨を自己宣言または適合証明書を取得する必要があります。UL JapanはRE指令のNotified Body (NB) として登録されているため、EU型式調査 (EU-type examination) による適合性評価の実施、および適合証明書を発行することが可能です。自己宣言 / 適合証明書取得に必要な試験・Technical Documentation (TD) の作成を含めた包括的サービスで欧州出荷をサポートしています。

米国FCC / カナダISEDのTCB / FCB認可

無線機器をアメリカ・カナダへ出荷する場合、米国FCCまたはカナダISEDより認可を取得する必要があります。UL Japanは、FCCに代わり通信機器の適合性認可を発行できるTelecommunications Certification Body (TCB)として認定されており、試験の実施及び認可発行を日本国内で完了できるため、短納期で米国FCC / カナダISEDの認可取得が可能です。

世界各国無線規制に関するセミナー

お客様のご要望に応じて、北米 / 欧州をはじめ各国で異なる規制や申請手順、お客様の該当製品の試験要求概要に関する個別セミナーを行っております。これまでの申請実績から、各国における申請時の要注意点なども含めて解説いたします。詳細はお問合せください。

主要各国の電波法規制基本情報 (一部抜粋)

国 (地域)	認証 (申請) 要否	管轄当局・機関 または規格 (指令)	現地代表者 要否	表記要件 有無	現地試験 要否	申請期間 (申請開始～認証取得)	認証書 有効期限	備考
日本	要	MIC (Ministry of Internal Affairs and Communications)	否	有	UL Japan 試験可	試験完了後 1 週間前後	無	
アメリカ	要	FCC (Federal Communications Commission)	否	有	UL Japan 試験可	試験完了後 1 週間前後	無	
カナダ	要	ISED (Innovation, Science and Economic Development Canada)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	試験完了後 1.5 週間前後	無	
EU + EFTA 加盟国	自己宣言	RE 指令 (Radio Equipment Directive)	否	有	UL Japan 試験可	試験完了後 ・ TD 作成: 1 週間 ・ EU 型式証明: 1 週間	無 (規格更新は必要)	
ロシア	要	Minsvyaz (Ministry of Information Technology and Communications of the Russian Federation in Moscow)	要	無	EN レポート 流用可	13 週間前後	有	
イスラエル	要	MoC (Ministry of Communications)	要	有	EN レポート 流用可	16 週間前後	有	
サウジアラビア	要	CITC (Communications and Information Technology Commission)	否	無	EN レポート 流用可	4 週間前後	有	
アラブ首長国連邦	要※	TRA (Telecommunications Regulatory Authority)	否	有	EN レポート 流用可	5 週間前後	有	※製造者登録 (Registration Certificate) を未取得の申請者 (製造者) は、認証申請時に製造者登録を行う必要がある。
南アフリカ	要	ICASA (Independent Communications Authority of South Africa)	要 (当局への登録要)	有	EN レポート 流用可	3 週間前後	無	
中国	要※	SRRC (State Radio Regulatory Commission)	要 (当局への登録要)	有	要	12 週間前後	有	※一部免除機器有り
韓国	要	KCC (Korea Communications Commission Republic of Korea)	否	有	要	6 週間前後	無	申請者 (製造者) 情報は当局への登録が必要
インドネシア	要	SDPPI (Direktorat Jenderal Sumber Daya Dan Perangkat Pos Dan Informatika)	要 (当局への登録要)	有	要	20 週間前後	有	
台湾	要	NCC (National Communications Commission)	要 (RF ライセンス要)	有	要	8 週間前後	無	
オーストラリア	自己宣言	ACMA (Australian Communications and Media Authority)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	2 週間前後	無	
ニュージーランド	自己宣言	MBIE (Ministry of Business Innovation and Employment)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	2 週間前後	無	
アルゼンチン	要	ENACOM (Ente Nacional de Comunicaciones)	要 (当局への登録要)	有	要	11 週間前後	有	
ブラジル	要	ANATEL (Agencia Nacional de Telecomunicacoes)	要 (当局への登録要)	有	要	15 週間前後	有	
チリ	要	SUBTEL (Subsecretaria de Telecomunicaciones)	否	有	EN / FCC レポート 流用可	8 週間前後	無	

- 上記は、2020年7月現在の短距離無線機器に関する各国電波法の調査・申請実績に基づいております。
- 記載の申請期間は通常申請時の期間です。搭載される無線技術により、期間は異なります。
- EN / FCC レポート流用可: RE 指令もしくはFCC に基づく試験レポートなどで認証取得が可能です。
- 現地代表者を置かれていない場合、現地代表者代行サービスを紹介できる場合があります。個別にお問合せください。
- 有効期限が「無」となっている認証についても、製品の変更や適用規格の期限切れ等によって、変更や更新が必要となる場合があります。

世界各国製品安全 / EMC認証

ULは、世界各国 / 地域で異なる製品安全 / EMCに関する規制に対して、必須規格・要求事項の特定ならびに必要な試験 / 評価の実施から認証の取得に至るまで、お客様を支援する体制を備えています。

ULのグローバルネットワークを活用し、お客様が希望される認証ならびに認証マークを最も効率的な方法で提供いたします。また、エネルギー効率認証取得についてもサポートしておりますのでお問合せください。



試験 / 評価

- ・ 構造評価：規定要求事項に照らし合わせて、製品の事前構造評価を行い、本試験を受ける準備が整っているか確認します。
- ・ 安全試験：UL規格、IEC規格、EN規格、国家規格に準じた試験
- ・ EMC（電磁環境両立性）/ EMF（電磁場）の評価
- ・ レポート作成：依頼試験やCB証明用のレポート、CEマーキングのTechnical Documentationなど、お客様のニーズに即したレポート・文書を作成します。



CB試験 / 証明

ULは、IECEEに認められたNCB（国内認証機関）、CB試験所として、CB試験レポートならびにCB証明書の発行が可能です。

CB証明書を利用することにより、ULグループとして認証できるUL/cULマーク、UL-GSマーク、Dマーク、Sマークに加え、CEマーキング用のレポートとして活用したり、各国デベエーションを追加することによって、CCCマークなどのCBスキーム加盟国の第三者認証マークを最小限の確認試験のみで取得することができるようになります。日本国内の体制は下表の通りです。

NCB / CB 試験所としての国内体制

NCB	CB 試験所	カテゴリー
UL (US)	本社試験所	MED (医療機器)
		MEAS (測定機器)
		PV (太陽光発電)
		MISC (その他) *
UL (Demko)	本社試験所	BATT (バッテリー) LITE (照明機器)
UL (JP)	本社試験所	TRON (AV 機器)
		OFF (IT 機器)
		HOUS (家庭用及び類似用途の電気機器)
	本社EMC 試験所 横輪 EMC 試験所	EMC (電磁環境両立性)

* レーザー・LEDなどの光放射安全に対応

証明書 / 認証マークの発行

ULは、多くの国で認証 / 証明書発行機関として認められています。

例：C-ULマーク（カナダ）、Dマーク（デンマーク）、電安法PSEマーク（日本）、PSCマーク（日本）、Sマーク（日本）、UL-EUマーク（欧州）、GSマーク（ドイツ / 欧州）、Sマーク（アルゼンチン）、INMETROマーク（ブラジル）、NOMマーク（メキシコ）、オーストラリア / ニュージーランド安全認証、Safetyマーク（シンガポール）、CB証明 / レポート

認証サポート

上記のULが発行可能な認証・マーク以外に関しても、認証取得計画を策定の上、必要なフォームの記入、サンプル手配の調整、必要とされる通貨での申請料金の支払い手続き、認証取得に必要な文書の作成・整備、当該認証機関との連絡などを行い、認証マークや証明書の取得を実現します。

例：CCCマーク（中国）、KCマーク（韓国）、BSMIマーク（台湾）、EACマーク（ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・アルメニア・キルギス）

製品安全 / EMC各国規制情報提供・調査業務

各国の認証取得を進める上で、規制情報の入手と整理が不可欠となります。UL Japanでは、製品安全・EMC・エネルギー効率に関する、世界各国 / 地域の規制情報を提供しております。情報整理に最適な規制情報の一覧表や、規制の最新動向の月次レポートをご利用可能で、調査業務も承ります。

主要各国の製品安全 / EMC規制基本情報（一部抜粋）

国（地域）	強制 / 任意	制度・マーク名称	現地代表者 要否	表記要件 有無	適合要求	現地試験 要否	初回工場検査 有無	申請期間（申請開始～認証取得、初回工場検査除く）	認証書 有効期限	備考
日本	強制	PSE	要	有	安全+EMC	UL Japan 試験可 (CBレポート受入可)	有	4週間前後	有	
アメリカ	任意	UL	否	有	安全	UL Japan 試験可 (CBレポート受入可)	有	4週間前後	無	
アメリカ	強制	FCC	要	有	EMC	UL Japan 試験可	無	(自己宣言)*	無	※自己宣言または認証を選択可能。認証の場合試験完了後1週間前後
カナダ	強制	cUL	否	有	安全	UL Japan 試験可 (CBレポート受入可)	有	4週間前後	無	
カナダ	強制	ISED	否	有	EMC	UL Japan 試験可	無	(自己宣言)	無	
EU + EFTA 加盟国	強制	CE	任意	有	安全+EMC	UL Japan 試験可 (CB/EMCレポート受入可)	無	(自己宣言)	無	
ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・アルメニア・キルギス	強制	EAC	要	有	安全+EMC	要	有*	8週間前後	有	※各技術規則で品目指定された機器のみ
イスラエル	強制	SII	否	否	安全+EMC	CB / EMC レポート流用可	無	9週間前後	無	
インド	強制	CRS	要	有	安全	要	無	8週間前後※	有	※期間は流動的なため、個別にお問い合わせください。
南アフリカ	強制	NRCS LoA	要	否	安全	CBレポート流用可	無	6ヶ月前後	有	
南アフリカ	強制	SABS CoC	否	否	EMC	UL Japan 試験可	無	12週間前後	有	
中国	強制	CCC	否	有	安全+EMC	要	有	8週間前後	有	
韓国	強制	KC Safety	要	有	安全	CBレポート流用可*	有 (安全認証品目のみ)	6週間前後	無	※KTCと契約済のNCB発行のCBレポートの場合
韓国	強制	KC EMC *	否	有	EMC	要	無	4週間前後	無	※無線機器の場合は、電波法認証に含めて取得
シンガポール	強制	Spring Safety	要	有	安全	CBレポート流用可	無	3週間前後	有	
台湾	強制	BSMI	要	有	安全+EMC	CB / EMC レポート流用可*	有 (一部のIT機器は無)	10週間前後	有	※一部のIT機器のみ。CBは認定ラボで書き換え。EMIは台湾専用CNSレポートが必要
オーストラリア・ニュージーランド	強制	UL NZ CoA	要	無*	安全	CBレポート流用可	無	2週間前後	有	※品目や認証機関により必要な場合も有
オーストラリア・ニュージーランド	強制	RCM	要	有	安全+EMC *	EMCレポート流用可	無	(自己宣言+WEB登録)	無	※上記UL NZ CoA + EMC自己宣言をもとに当局へ登録後、RCMマーク表示
アルゼンチン	強制	Argentina S	要	有	安全	CBレポート流用可	有*	2週間前後	無	※ULが1年以内に行ったCIG023工場検査レポートをお持ちの場合は不要
ブラジル	任意※	INMETRO	否	有	安全*	CBレポート流用可	有	4週間前後	有	※政府調達用IT機器のみ強制となり、かつ安全+EMC+エネルギー効率の要求有
メキシコ	強制	NOM	要	有	安全	UL Japan で NOM レポート作成可	無	6週間前後	有	
メキシコ	強制	UL MX CoC *	否	有	安全	UL 認可で発行可	無	1週間前後	無	※UL MX CoC は一部の品目のみ可能

- ・ 上記は、2020年7月現在のIT / AV 機器に関する各国製品安全 / EMC 規制の調査・申請実績に基づいています。
- ・ 記載の申請期間は通常申請時の期間です。製品や工場の認可状況により、期間は異なります。ご要望に応じて現地と交渉いたします。また、現地試験の場合は、サンプル輸送期間は上記に含みません。
- ・ CBレポート流用可：UL Japan 発行のIECEE のCBスキームに基づくCB証明書 / レポートで認証取得が可能です。
- ・ EMCレポート流用可：UL Japan 発行のEMCレポートで認証取得が可能です。
- ・ 現地代表者を置かれていない場合、現地代表者代行サービスを紹介できる場合があります。個別にお問い合わせください。
- ・ 有効期限が「無」となっている認証についても、製品の変更や適用規格の期限切れ等によって、変更や更新が必要となる場合があります。